

セキスイハイム松本スタジアム他3施設
照明設備LED化事業

公募型プロポーザル 実施要領

令和8年5月

松本市 環境・地域エネルギー課

セキスイハイム松本スタジアム他3施設照明設備LED化事業

目 次

1	目的	1
2	事業概要	1
3	契約限度額	2
4	参加資格	2
5	参加の手続き	3
6	実施要領の内容に関する質問及び回答	4
7	参加資格確認及び結果通知	4
8	提案提出書類・作成要領	5
9	審査方法（選定手順）	7
10	プレゼンテーション及びヒアリング審査	7
11	審査概要	8
12	契約の締結	9
13	責任分担	9
14	その他	11
15	スケジュール	11

1 目的

松本市は、2050ゼロカーボンシティを表明するとともに、温室効果ガス排出量を2030年度までに51%削減（2013年度比）することを目標としている。その具体的な取組みの一つとして、松本市役所ゼロカーボン実現プランにおいて、2030年度までに市有施設のLED化率100%を掲げている。

屋外スポーツ施設のLED化について、特に競技場照明については、LED照明に切り替えることで必要照明設備の灯数を既設水銀灯よりも減らすことが期待できるほか、水銀灯と比較し光の指向性が高く、施設敷地外への漏れ光を減らすことができることから、近隣への光害の改善が期待できる。

セキスイハイム松本スタジアム、信州グリーンローズスタジアム四賀、スカイロードサイクリングスタジアム松本、信州グリーンフィールドかりがね、以上4施設の競技場照明を含む施設のLED化（以下「本事業」という。）については、夜間の最適なプレー環境の構築及び近隣への漏れ光改善の観点から、高い知見を有する専門業者による高度な照明設計が必須である。加えて、この照明設計における選定器具の種類、設置数、配置等より、設計をする専門業者毎に、施設のLED化に要する費用が異なることが想定される。

これらを踏まえ、公募型プロポーザルにより最も優れた事業者を選定した上で、本事業を実施することとする。

2 事業概要

(1) 事業名

セキスイハイム松本スタジアム他3施設照明設備LED化事業

(2) 事業内容

事業者は、本事業の対象となる施設の照明およびその付帯設備（以下「照明設備等」という。）について、実際の設置状況・数量を踏まえ、自ら行った提案を基に、本市と合意した内容で賃貸借契約を締結し、契約期間内は善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により、以下ア～カの業務を実施するものとする。

なお、業務の詳細については、別紙2「セキスイハイム松本スタジアム他3施設照明設備LED化事業 仕様書」記載のとおりとする。

ア 照明設備等の現場調査

イ 照明設備等のLED化の設計、資材調達、施工及び施工管理

ウ 既設照明設備等の撤去およびリサイクル・廃棄処分

エ 省エネルギー量及び二酸化炭素排出削減量の試算（シミュレーション）

オ 劣化ケーブル等の交換及び撤去・処分

カ 照明設備等の維持管理（令和9年4月1日～令和19年3月31日）

(3) 事業期間

契約締結日から令和19年3月31日まで

(4) 対象施設及び事業場所等

ア 本事業の対象施設及び事業場所等は「表1-1」の通りである。なお、「表1-1」の記載内容については、本市が保有する台帳及び修繕記録等を基に作成しているため、照明設備等の数量や仕様などは現状とは異なる可能性がある。

イ 各対象施設の内訳については別紙3「セキスイハイム松本スタジアム他3施設照明設備LED化事業 対象器具リスト」記載

【表1 対象施設及び事業場所等】

番号	施設名	灯数	備考
1	セキスイハイム松本スタジアム 長野県松本市浅間温泉1丁目9-1	534	競技場照明設備の他 敷地内外灯等も含む
2	信州グリーンローズスタジアム四賀 長野県松本市会田2920	67	競技場照明設備の他 球場内一部照明等も含む
3	スカイロードサイクリングスタジアム松本 長野県松本市三才山1830	377	競技場照明設備の他 管理棟照明も含む
4	信州グリーンフィールドかりがね 長野県松本市惣社325	69	競技場照明設備の他 屋根付き広場も含む
	合計	1,047	

※ 現地調査や確認業務の際に総数が増減した場合、その増減後の数量で契約するものとする

3 契約限度額

733,128,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

(1) 参加者は、次の要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

イ 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

ウ 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。

エ 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。

オ 国及び他の地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。

カ 過去5年以内において、同種もしくは類似事業の受注・施工実績があること。なお、同種及び類似事業とは以下のものとする。

(ア) 同種事業

リースによる屋外スポーツ関連施設LED化事業

(イ) 類似事業

リース以外での屋外スポーツ関連施設LED化事業

(2) 参加形態

ア 参加者は、本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同体）とする。

イ グループで参加する場合は、統括役割を担う代表者を1社選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。

ウ グループで参加する場合は、参加表明時に、参加者の構成員全てを明らかにするとともに、各々の役割分担を明確にすること。

(3) 参加者の役割

参加者は次の役割を全て担い、グループで参加の場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。なお、この場合の役割の重複は可とする。

ア 統括役割 … 本市の対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行を統括

イ 調査役割 … 照明の設備数量、付帯ケーブルの健全性、照明架台の健全性の調査を実施

ウ 施工役割 … 施工計画の立案及びそれに基づく施工を実施

エ 金融役割 … 本事業に関わる資金調達を実施

オ 維持管理役割 … 施工完了・引渡後、10年間の維持管理に関する業務を実施

(4) 参加者の地域要件

ア 参加者（グループで参加する場合は施工役割を担う者）は、「松本市入札参加資格者名簿」に登録されている「電気工事」の等級格付けを有する市内本店業者とする。

イ 上記アのほか、グループで参加する場合は、グループの構成員に市内事業者を極力活用するなどし、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。

(5) その他参加資格

ア 参加表明書及び資格確認に必要な書類により、本事業の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 参加者（グループで参加する場合は施工役割を担う者）については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気工事に係る特定建設業許可を有していること。また同法第26条の規定による電気に係る監理技術者を持つ者を配置できること。

(6) 参加に係る留意事項

ア グループで参加する場合、構成員の他グループとの重複は認めない。

イ グループで参加する場合、参加表明書の受理後は構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事由の場合は、市と協議を行い、市がこれを認めたときはこの限りではない。

5 参加の手続き

(1) 参加表明書兼誓約書および資格確認書類の提出

(4)に記載する参加表明に係る提出書類を、受付期間内に持参または郵送にて提出すること。なお、提出書類については各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルにとじたものを2部提出すること

(2) 提出先

松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課（担当：田名部）

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

電話 0263-34-3268（直通）

電子メールアドレス：s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp

(3) 受付期間

令和8年5月18日（月）から令和8年5月29日（金）午後5時まで

(4) 提出書類（※松本市入札参加資格を有する者は、③～⑨の提出を省略可）

- ① 参加表明書兼誓約書（様式第1号）
グループで参加する場合は統括役割を担う企業名で作成・提出すること。
- ② グループ構成表（様式第2号、グループで参加する場合のみ）
応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（統括役割、施工役割、金融役割、維持管理役割）を明確にすること。また、構成企業の間で交わされた事業役割に関する合意書（任意様式）の写しを添付すること。
- ③ 会社概要（様式第3号）
- ④ 登記事項証明書（会社・法人）（提出日から3か月以内のもの、コピー可）
- ⑤ 印鑑証明書（提出日から3か月以内のもの、コピー可）
- ⑥ 国税の納税証明書（提出日から3か月以内のもの、コピー可）
- ⑦ 地方税の納税証明書（提出日から3か月以内のもの、コピー可）
- ⑧ 財務諸表（提出日から直近のもの）
- ⑨ 社会保険等加入を証する書類の写し
- ⑩ 特定建設業の許可証明書
建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」、またはこれに類する許可証明書の写しを提出すること。
- ⑪ 監理技術者免許証の写し
施工役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出すること。
- ⑫ 同種事業等実績表（様式第4号）
様式に従い、事業実績表を提出すること。また契約書の写しを添付すること。

6 実施要領の内容に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出

ア 提出方法

質問については、質問書（様式第5号）に必要事項を記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、送信後は必ず受領確認の電話を行うこと。電話及び来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

イ 提出先

5（2）に同じ

ウ 質問受付期間

令和8年5月18日（月）から令和8年5月22日（金）午後5時まで

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、令和8年5月27日（水）までに、参加表明書を提出しているすべての者に対して電子メールにより行い、併せて松本市ホームページに当該回答内容を公表する。

7 参加資格確認及び結果通知

- (1) 参加表明書等の提出書類に基づき、5に定める参加資格の有無等について確認し、そ

の結果について、参加表明書を提出した者に対し、以下事項を記載した参加資格審査結果通知書を送付する。

なお、通知書は参加表明書に記載の電子メールアドレス宛てに電子データにて送付するものとする。

ア 参加資格があると認めたとき

参加資格がある旨及び所定の期限までに提案書等の提出を依頼する旨

イ 参加資格がないと認めたとき

参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由に関する説明を書面で求めることができる旨

(2) 参加表明書の提出者が5者を大きく超えた場合は、提出書類に基づき、書面審査を行う場合がある。書面審査は、参加者の事業実績及び実施体制等を勘案し、評価を行うこととする。

(3) 結果通知日

令和8年6月5日（金）

(4) 参加を辞退する場合

ア 提案書の提出を依頼された参加者が以降の参加を辞退する場合は、下記期間内に提案辞退届（様式6号）を1部、担当窓口を持参または郵送により提出すること。

イ 提案辞退届提出期間

令和8年6月8日（月）から令和8年6月22日（月）午後5時まで（必着）

8 提案提出書類・作成要領

参加資格があると認められた参加者は、次の(1)①～⑩に掲げる書類等を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。

(1) 事業提案時の提出書類

① 提案書提出届（様式第7号）

② 提案総括表（様式第8号-1、第8号-2）

③ 事業実施体制（様式第9号）

④ 施工・廃棄計画書（様式第10号）

⑤ 使用機器提案書（様式第11号）

⑥ 省エネ計算書（様式第12号）

⑦ 見積書 及び 見積内訳書（様式第13号-1、様式第13号-2）

⑧ 維持管理計画書（様式第14号）

⑨ 独自提案書（様式第15号）

⑩ 上記書類の電子データ（PDF形式）を入れたCD等の記録媒体

(2) 作成要領

ア 一般的事項

(ア) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとする。なお、原則としてフォントはBIZ UD 明朝 Medium 11ポイントで統一すること。

(イ) 提案書提出届(様式第7号)により提出書類の構成を示した上で、提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを

提出すること。なお、A4判以外の資料がある場合はA4判サイズに折り込むこと。

(ウ) 提案内容は極力、簡潔にまとめること。

イ 提案書提出届（様式第7号）

グループで参加の場合は、提出に係る連絡先は統括役割の担当者を記載すること。

ウ 提案総括表（様式第8号-1、第8号-2）

(ア) 提案総括表（概要）（様式第8号-1）

提案全体の概要を記載するとともに、相違工夫している点について記載すること。
（A4判10枚以内で記載）

(イ) 提案総括表（事業収支）（様式第8号-2）

競技場照明設備のLED化による電気料金の年間削減見込額、年間賃借料、契約期間、契約期間中の削減見込額について記載すること。

エ 事業実施体制（様式第9号）

工程計画、安全計画等、事業全体についての実施体制及び市内業者の活用方法について記載すること。（A4判3枚以内で記載）

オ 施工・廃棄計画書（様式第10号）

工事施工方針、安全管理・工程管理等において特に重要と判断する事項および品質管理、工事完了期限、対象設備等の引き渡し方法に関する内容、既存設備撤去後の処理方法を記載すること。（A4判6枚以内で記載）

カ 使用機器提案書（様式第11号）

(ア) 使用機器の詳細について、詳細検討に基づき使用する機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他、灯具仕様に基づいた内容説明、数値的根拠について記載すること。なお、対象は競技場照明のみとし、その他一般照明は含めない。（A4判7枚以内で記載）

(イ) 灯具仕様書や照度・グレア・均斉度・照射方向等に関わるシミュレーション図（資料）については、別添扱い可とする。

※水平面照度、均斉度、グレアなど光環境に関わる根拠資料を施設別に添付すること。

キ 省エネ計算書（様式第12号）

競技場照明のLED化におけるエネルギー削減量に関する適切な算定方法を示すこと。（A4判2枚以内で記載）

ク 見積書及び見積内訳書（様式第13号-1、様式第13号-2）

本実施要領及び仕様書に記載の業務を実施するために必要な経費を算出すること。

ケ 維持管理計画書（様式第14号）

引渡し後、10年間の維持管理及び保証の内容について記載すること。（A4判3枚以内で記載）

コ 独自提案書（様式第15号）

本事業に関する独自の提案について記載すること。（A4判6枚以内で記載）

(3) 提案書作成に係る技術要件及び設計条件等

各施設の競技場照明の照度要件や各種設計条件については別紙4のとおりとする。

(4) 提案書等の提出

ア 提案書等の提出は、持参又は郵送（書留郵便等により期限までに必着のこと。）とする。

イ 提出部数

(ア) (1) ①～⑨ 2部

(イ) (1) ⑩ 1部

ウ 提出先

5(2)に同じ

エ 受付期間

令和8年6月8日(月)から令和8年6月26日(金)午後5時まで

9 審査方法(選定手順)

(1) 手順

期日までに提案書等の提出があった参加者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、契約候補者として1者を選定する。

(2) 審査組織

プレゼンテーション及びヒアリング審査並びに選定は、庁内関係職員により組織する審査委員会で行う。

10 プレゼンテーション及びヒアリング審査

(1) 実施日時

令和8年7月3日(金)午後(予定)

(2) 実施場所

松本市役所 東庁舎4階 第2委員会室(予定)

(3) 実施内容

事前に提出された提案書とあわせてプレゼンテーションを実施し、審査を行う。

ア 提案書の内容についての説明を出席者が行い、その後審査委員から質問をする。

イ プレゼンテーション及びヒアリング時間は、出退に要する時間を含めて40分以内とし、プレゼンテーション25分以内、質疑応答15分程度とする。

ウ ヒアリング順は、提案書等の受付順とする。

(4) プレゼンテーション時に使用する説明資料の構成

必ず次の項目順序にて資料を作成し、説明を行うこと。なお、資料はパワーポイントにて作成し、ヒアリング審査の前々日までにメールにて提出すること。

ア 企業概要

イ 事業実施体制

ウ 施工計画、施工内容

エ 使用LED機器(競技場照明のみ)

オ 競技場照明のLED化による環境面での導入効果
(省エネ効果及びCO2削減効果等)

カ 維持管理・保証

キ 事業費、電気料金削減額

ク その他(独自提案等)

(5) 利用できる機材

ア プロジェクター、スクリーン、接続ケーブル(事務局にて準備する。)

イ パソコン

プレゼンテーションを行うためのパソコンの持ち込みは、原則不可とし、プレゼンテーションは、事務局が準備したパソコンを用いること。

ウ 上記以外については、必要に応じて持ち込みを可とする。

(6) その他

ア 日時、場所等の詳細については、別途、対象参加者に通知する。

イ プレゼンテーションの参加人数は5名以内とする。

ウ プレゼンテーション時における資料の追加配布は禁止とする。

エ 指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。

11 審査概要

(1) 審査項目

別紙5のとおり

(2) 審査方法

ア 技術評価点及び価格評価点の合計点数で候補者を選定する。

イ 技術評価点は、審査委員ごとに参加者の得点を計算し、全審査委員の合計得点とする。

ウ 価格評価点は、以下のとおりとする。

$75 \text{点} \times (\text{最低提案価格} \div \text{当該提案価格})$

エ 技術評価点及び価格評価点の合計点数を参加者の得点とし、得点が最も高かった者を契約候補者として選定する。

オ 評価の合計得点が同点の場合、次の順序で上位者を決定する。

(ア) 照明設計、器具選定、施工など事業の主要部分に関わる項目での評価・得点が高い提案者

(イ) 提案額（本市の支出）が少ない提案者

(ウ) 審査項目におけるA評価の獲得総数が多い提案者

(3) 失格

技術評価総得点の60%を評価基準点とし、これに満たない参加者は失格とする。

(4) 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とする。この場合において、評価により順位付けられた順位を繰り上げる。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

エ 選考委員または関係者に本提案に対する助言を求めた場合

オ 提案見積額が契約限度額を超えた場合

(5) 審査結果の通知

審査結果は、提案書提出者全員へ書面により通知する。

12 契約の締結

契約候補者として選定した者と市が協議し、事業実施に係る仕様を確定させた上で随意契約による賃貸借契約を行う。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

13 責任分担

(1) 基本方針

本市と事業者の責任分担は、原則として次項の「表2 本事業の予想されるリスクと責任分担」(以下、「分担表」という。)によることとし、参加者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、責任分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

(2) 事業の継続が困難となった場合における措置

契約候補者の決定後、契約締結前に、次の措置を講ずるものとする。

ア 提案書と「業務履行計画書」(計画書の内容については、本市と協議のうえ、決定することとする)の内容が大きく乖離した場合など、契約候補者の責により契約できない場合は、本市は優先交渉権者から、それまでに要した費用を請求することができるものとする。

イ 本市の指示により事業が中止された場合、契約候補者はそれまでに要した金額を上限に、本市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、契約締結後に事業の継続が困難となった場合の措置については、本事業に係わる契約書において、別途定めるものとする。

【表2 本事業の予想されるリスクと責任分担】

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本市	事業者	
共通	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重要な誤りのあるもの	○		
	提案の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○	
	安全性の確保	調査・工事における安全性の確保		○	
	環境の保全	調査・工事における環境の保全		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○	
	保険	施工期間の故障等リスクを補償する保険		○	
	事業の中止・延期		本市の責による事業の中止・延期	○	
			周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○
			事業者の事業放棄・破綻によるもの		○
			設備建設に必要な認可の取得遅延によるもの		○
		事業者の責によるもの		○	
	本市の事業放棄・破綻によるもの	○			

計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による）	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○
	要求仕様の変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
施工段階	第三者賠償	施工における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災等による変更・中止・遅延（詳細は契約書による）	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（施工費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	実施要領の変更	本市の指示条件、指示不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	施工の履行遅延 又は未完工	本市の責による遅延・未完工による引き渡しの遅延	○	
		事業者の責による遅延・未完工による引き渡しの遅延		○
	施工費の増大	本市の指示・承諾による施工費の増大	○	
		事業者の判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良も含む）		○
一般的改善	引渡し前に施工目的物などに関して生じた損害		○	
	引渡し前に、施工に起因して施設に生じた損害		○	
支払関連	支払遅延・不能	支払いの遅延・不能によるもの（下記以外）	○	
	金利の変動	市中金利の変動		○
保証	要求水準への不適合	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、又は施設運営への障害		○
保険関連	保険	リース期間中の故障等リスクを補償する保険		○

14 その他

- (1) 提出された書類等の返却は行わない。
- (2) 提出された書類等は、本プロポーザルにおける選定以外には使用しない。
- (3) 提出された書類等の変更は認めない。なお、選考にあたり提出書類の内容等について確認が必要であると市が判断した場合、参加者に対し、追加資料の提出依頼及び聞き取りを行う場合がある。
- (4) 契約者以外の参加者による技術提案は、原則非公開とする。
- (5) 参加者名及び契約者名については、契約締結後に公開を予定している。
- (6) 本プロポーザルの参加に関する全ての書類作成及び提出並びにヒアリング審査等に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (7) 技術評価審査の結果、全参加者が失格となった場合には、参加者を対象に再提案を求める。
- (8) 契約者以外の提案に優れた提案があった場合には、当該参加者の了解が得られれば、採用案に取り入れることができるものとする。
- (9) 参加者は、参加表明書兼誓約書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものととする。

15 スケジュール

- (1) 実施公告
令和8年 5月18日(月)
- (2) 参加表明書受付期間
令和8年 5月18日(月) から令和8年 5月29日(金) 午後5時まで
- (3) 質疑受付期間
令和8年 5月18日(月) から令和8年 5月22日(金) 午後5時まで
- (4) 質疑回答
令和8年 5月27日(水)
- (5) 参加資格審査結果通知書送付
令和8年 6月 5日(金)
- (6) 提案書受付期間
令和8年 6月 8日(月) から令和8年 6月26日(金) 午後5時まで
- (7) プレゼンテーション及びヒアリング審査
令和8年 7月 3日(金) (予定)
- (8) 選定結果通知
令和8年7月中旬(予定)
- (9) 詳細協議・事業計画書作成
令和8年7月下旬から令和8年9月上旬
- (8) 契約
令和8年8月下旬(予定)